

給水装置工事助成金要綱

(平成 18 年 12 月 22 日 管理者 決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、お客さまの財産である給水装置の工事に助成することにより、既設給水装置の改善を促進し、もって有収率の向上、業務の能率化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において「お客さま」とは、神戸市水道事業より給水を受ける給水装置を所有する者（官公庁を除く。）をいう。

(助成金の種類及び対象)

第 3 条 給水装置工事助成金（以下「助成金」という。）の種類及びその対象となる工事は、次の各号に定めるところによる。また、対象となる建物は、神戸市水道条例施行規程第 6 条第 1 号に規定する「一般用」のうち、地付けメーター装置の戸建て住宅及び店舗付住宅とする。

(1) 老朽給水管改良工事助成金 老朽した給水装置のうち鉛製給水管の解消をはかる工事。

(2) 副止水栓設置工事助成金 副止水栓が設置されていない又は伸縮機能の無い副止水栓が設置されている既設メーター装置の解消をはかる工事。

(助成金額)

第 4 条 前条に規定する助成金は、助成金の種類に関わらず 1 回限り 1 戸 30,000 円とする。ただし、工事費が 30,000 円未満の場合は、その工事費の額とする。

(助成金交付申請書)

第 5 条 助成金の交付を申請するお客さま（以下「申請者」という。）は、工事の実施前に様式第 1 号による給水装置工事助成金交付申請書兼決定書（以下「様式 1」という。）を所轄水道管理事務所又は給水課に提出する。なお、申請者が複数人いる場合は、代表者を選定し、様式 1 に加え、様式第 2 号による助成金交付申請代表者選定届及び委任状を所轄水道管理事務所又は給水課に提出する。

(標準処理期間)

第6条 助成金の交付は、工事完成検査合格日から30日以内とする。

(支払方法)

第7条 助成金の支払は、工事完成検査合格後、様式1において申請者が指定する銀行口座への振込みとする。

(助成金の重複支給)

第8条 同時に異なる助成金の申請があった場合、重複して支給することができない。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。